

答 申

諮問第22号

第1 審議会の結論

和歌山県警察本部警務部警察相談課長（以下、「実施機関の課長」という。）が、平成27年7月23日付け相第159号で審査請求人に対し行った、審査請求人が行った本件開示請求は請求資格要件を欠くものであるとする旨の通知（以下「本件通知」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に係る経緯

本件審査請求に至る経過は、以下のとおりである。

1 開示請求

審査請求人は、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号。以下「条例」という。）第16条第1項に基づき、和歌山県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、平成27年7月17日付けで「私が、若しくは、私に関して、和歌山県警察串本警察署に対して相談・通報した際に作成された一切の記録（相談等受理票・出勤記録など）2014.4.24頃、2014.5.」とする保有個人情報（以下「本件開示請求」という。）の開示請求を、審査請求人の業務が多忙であり、個人情報窓口まで出向くことが困難であるため、郵便により行った。

2 本件通知

条例及び和歌山県警察個人情報保護条例施行規則（平成18年和歌山県公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）に基づく和歌山県警察個人情報保護事務取扱要領（平成18年3月15日付け相第13号。以下「要領」という。）により、審査請求人の業務が多忙との理由における郵便等による保有個人情報開示請求は認められていないため、実施機関の課長から本件通知を行った。

3 審査請求

審査請求人は、平成27年9月3日付けで、行政不服審査法（平

成26年法律第68号)による改正前の行政不服審査法第4条の規定により、本件通知を不服として、実施機関の上級行政庁である和歌山県公安委員会に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消すとの決定を求める。

2 審査請求の理由等

審査請求人が、審査請求書及び意見書により、本件通知に関して主張する内容を要約すると、おおむね以下のとおりである。

(1) 本件通知の処分性について

行政手続法上、不受理に対する規定はない。これは、申請手続について不受理という手続が引き続き許容されているという趣旨ではなく、申請に対する不受理とは、申請を拒否する処分であって、敢えて不受理に対する規定を設ける必要性に乏しいことに基づくものである。このことから、実施機関の課長が行った不受理通知は、棄却決定又は却下決定として扱われるべきであり、処分その他公権力の行使に当たり、行政不服審査法において不服申立ての対象となる行為である。

(2) 開示請求に係る出頭主義について

条例第17条第2項は「実施機関の規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。」と規定されており、これは、開示請求者が本人であることを示す書面の提示又は提出を義務付けたものに過ぎず、この条文からは、必ずしも請求者本人が個人情報窓口に出頭しなければならない原則を定めたことを意味しない。

また、条例と行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の制定の趣旨は同一のものであり、その内

容も実質的に同一である。そして、同法においては、送付の方法による開示請求が認められており、出頭主義は採用されていないため、実質的に同一の規定である条例において出頭主義は採用されていると解するべき根拠はない。

なお、郵便による開示請求がなされたとしても、現在においては、本人限定受取郵便の方式を採用することにより、不正な手段による他人の個人情報の受領を阻止することが可能であるため、出頭主義を採用する実質的理由に乏しい。

よって、条例において、保有個人情報開示請求に関して出頭主義は採用されていないというべきである。

以上により、条例に基づく要領において、その内容が当該条例に反してはならないことは当然であるため、条例において保有個人情報開示請求に関して出頭主義が採用されていないにもかかわらず、要領において出頭主義を採用することは誤りであり、郵便等による開示請求を認めないとした本件処分は違法である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、本件通知及び理由説明書により、主張する内容を要約すると、おおむね以下のとおりである。

1 保有個人情報開示請求に関する規定について

条例第6 1条において「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関の規則で定める。」とあり、本条を受けて、規則が定められている。さらに、要領の第1の趣旨に「和歌山県個人情報保護条例及び和歌山県警察個人情報保護条例施行規則に基づき、公安委員会及び警察本部長が保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等に関する事務の取扱いは、別に定めがある場合を除き、この要領に定めるところにより行うものとする。」とされている。そして、要領には、開示請求に係る事務処理を行う上での必要な事項が定められている。

2 本件通知について

本件開示請求について、条例及び規則に基づく要領第5の3の(3)のア「郵便等による開示請求は、原則として、認めないものとする。ただし、請求者に病気等のやむを得ない理由（遠隔地による理由は認めない。）があり、個人情報窓口で開示請求をすることが困難であると認められる場合に限り、郵便等による開示請求を認めるものとする。」との定めより、審査請求人の業務が多忙であるとの理由は、当該やむを得ない理由に該当しないと判断し、実施機関の課長から本件通知を行った。

このことについて、開示請求は、原則として、個人情報窓口で請求者が出向いた上で、その場で請求者に対し、本人確認書類の提示を求め、当該書類に記載されている請求者の住所・氏名・生年月日・顔写真等により本人確認を行い、なりすまし等による開示請求の悪用を防ぐことを徹底している。その例外として、要領第5の3の(3)のア「請求者に病気等のやむを得ない理由（遠隔地による理由は認めない。）があり、個人情報窓口で開示請求をすることが困難であると認められる場合に限り、郵便等による開示請求を認めるものとする。」が該当する場合に限り、郵便等による開示請求が認められるものである。

以上を踏まえ、本件における業務が多忙との理由により、郵便による開示請求を認めることとなれば、有職者に対する便宜上の措置として、郵便等による開示請求を認めることとなり、審査請求人の利便性を考慮し過ぎた結果、個人情報保護のための本人確認を軽視することになりかねない。実施機関としては、請求時の本人確認を軽視し、なりすまし等による開示請求により個人情報が悪用された場合の損失の大きさを考慮すれば、個人情報窓口で請求者が出向いた上で、本人確認措置を徹底することは当然であると考えられる。

よって、審査請求人の業務が多忙との理由は、要領第5の3の(3)のアにある「やむを得ない理由」には該当しないため、請求資格要件を欠くものとし、本件通知を行った。

3 行政機関個人情報保護法と条例について

審査請求人は行政機関個人情報保護法と条例を実質的に同一のものとして、同法において出頭主義が採用されていないことをもって、条例において出頭主義が採用されているとする理由はないと主張しているが、同法と条例は、その内容を一致させる必要はないものである。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件通知の当否につき審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件通知の処分性について

審査請求人は、本件通知が行政不服審査法において不服申立ての対象となる処分その他公権力の行使に当たると主張しているが、審議会は条例第39条により、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときに、実施機関から諮問を受けた上で、条例に基づく開示決定等に係る事項について審議するものである。よって、本件通知が不服申立ての対象となる処分その他公権力の行使に当たるか否かについては、条例における開示決定等に係る事項には直接関係しないものであるため、審議会が審議する事柄ではない。ただし、本件通知を請求に係る拒否処分とみなし、以下、本件を審議するものとする。

2 開示請求に係る出頭主義について

開示請求の手續として、条例第17条第2項において「実施機関の規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない。」と規定されており、その本人確認の具体的な定めの一つとして、要領第5の3の(3)のアの「郵便等による開示請求は、原則として、認めないものとする。ただし、請求者に病気等のやむを得ない理由（遠隔地による理由は認めない。）があり、個人情報窓口で開示請求をすることが困難であると認められる場合に限り、郵便等による開示請求を認めるものとする。」がある。こ

のことについて、個人の権利利益を保護することを目的として制定された条例の趣旨を鑑みるに、なりすまし等による開示請求により、第三者に個人情報を開示決定してしまう等、個人の権利利益を侵害することは、当然にあってはならないものである。このような事態の防止を図るため、要領第5の3の(3)のアに出頭主義が規定されていることを踏まえると、要領の当該規定は、一定の合理性があると考えられる。

3 本件通知について

審査請求人が行った開示請求について、請求者が病気である場合等と異なり、業務が多忙であるといった場合にあっては、一般的に配慮を要する状況であるとは思われない。このことを踏まえるに、審査請求人の業務が多忙であるとの理由は、要領第5の3の(3)のアにある「やむを得ない理由」には該当せず、郵便等による開示請求を行う資格要件を満たしていないとの実施機関の主張に不合理な点はない。

このことについて、およそ一般的な行政手続法制において、請求資格要件を満たす開示請求は、遅滞なく当該請求の審査を開始し、請求の形式上の要件に適合しない請求については、速やかに、請求者に対し補正を求めた上、開示決定等を行うこととなるが、そもそも請求資格要件を欠く請求については、当該請求の審査を開始等することができないため、本件通知は妥当であると認められる。

4 行政機関個人情報保護法と条例について

審査請求人は、行政機関個人情報保護法において、送付の方法による開示請求が認められており、出頭主義は採用されていないため、実質的に同一の規定である条例において出頭主義が採用されていると解するべき根拠はないと主張するが、個人情報の適正な取扱いに関し国及び地方公共団体の責務等を明らかにすること等を目的とする個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）において、国の責務とは別に、地方公共団体の責務として、第5条により「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっと

り、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」とされている。このことより、行政機関個人情報保護法と条例が同一のものである必要はなく、同法において、開示請求に係る出頭主義が採用されていないからといって、条例も同様の取扱いとすることが要請されるものではない。

5 結論

以上により、当審議会は、本件通知に関し「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

6 付言

条例において、自己を本人とする保有個人情報の開示を求める権利が定められており、当該開示請求権を行使するにあたって、なりすまし等による開示請求の防止等、個人の権利利益の保護を図ることは必要である一方、請求者の負担を勘案し、できるだけ簡便で利便性の高い開示請求制度が求められるものでもある。審査請求人は、郵便等による開示請求がなされたとしても、現在においては、本人限定受取郵便の方式を採用することにより、不正な手段による第三者の個人情報の受領を阻止することが可能であると主張しているが、このような意見を踏まえ、郵便等による開示請求制度について、個人の権利利益の保護を踏まえつつ、簡便で利便性の高い制度となるよう実施機関において検討することを期待する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年10月15日	○諮問（和歌山県公安委員会）
平成27年11月 4日	○実施機関からの理由説明書を受理

平成28年 7月22日	○審議
平成28年 8月24日	○審議
平成28年 9月28日	○審議
平成28年10月21日	○審議
平成28年11月 4日	○審査請求人からの意見書を受理
平成28年11月18日	○審議
平成28年12月16日	○審議